

No. 1-1	調査課題名：平成18年度食品健康影響評価等に対する理解状況及び促進に関する調査研究 (農薬のリスク評価－食品安全委員会の役割篇)					
調査目的	わかり易いリスク評価書の作成及び公表手法等の検討の一助とするため、個別案件につき国民の意識調査を行い、その調査結果の分析を基に案件別に啓発素材を作成し、理解促進を図るとともにその効果の検証を行うことを目的として実施する。					
その他	進捗状況 ( <input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 6. 16	契約締結日	H18. 7. 3	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	株式会社NHKエンタープライズ				
	契約金額	19,995,990円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙1のとおり				

No. 1-2	調査課題名：平成18年度食品健康影響評価等に対する理解状況及び促進に関する調査研究 (遺伝子組換え食品等の安全性審査への理解篇)					
調査目的	わかり易いリスク評価書の作成及び公表手法等の検討の一助とするため、個別案件につき国民の意識調査を行い、その調査結果の分析を基に案件別に啓発素材を作成し、理解促進を図るとともにその効果の検証を行うことを目的として実施する。					
その他	進捗状況 ( <input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 6. 16	契約締結日	H18. 7. 3	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	株式会社NHKエンタープライズ				
	契約金額	19,959,240円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙2のとおり				

**平成18年度  
食品健康影響評価等に対する理解状況及び促進に関する調査仕様書  
(農薬のリスク評価 食品安全委員会の役割篇)**

1 当該調査等の趣旨及び概要

わかりやすいリスク評価書の作成及び公表の検討に資するため、平成17年度に引き続き、国民の関心が高いと思われる案件につき意識調査を行う。

さらに、意識調査の分析結果を基に啓発素材を作成し、理解促進を図るとともにその効果の検証を行う。

2 調査項目及び構成内容

- (1) 調査項目は、農薬に係るリスク評価及びこれに基づく安全性の確保に関するものとする。
- (2) 対象者層は、国民一般を基本とするが、特に20代を中心とした女性を意識した構成とする。
- (3) 訴求ポイントは、代表的な農薬のリスク評価の概要を紹介し、その中で、リスク評価の代表例ともいえるADIの求め方を通じて、リスク評価手法への理解促進を図るものとする。  
併せて、こうした評価活動を訴求することにより、反射的に当委員会の役割についての理解促進も図ることとする。

3 具体的方法等

- (1) 20代を中心とした女性及び国民一般を対象として、1000名程度から意識調査を行う。
- (2) 調査結果を基に、農薬に係るリスク評価結果の理解状況及び理解が進んでいないとした場合の阻害要因等を調査・分析する。
- (3) 分析結果を基に、訴求対象に支持される手法を用いた啓発素材を作成する。
- (4) 啓発素材は、インターネットを通じた視聴可能なファイルで公開するほか、DVD-ROMにより、希望者をはじめ、テーマと密接な関係を持つ機関等に配布する。(配布先の詳細等については別途検討する。)
- (5) 視聴後の効果測定を実施し、次回以降、新たな素材作りの際に活かすための問題点等を整理する。

4 実施に際しての留意事項

- (1) 実施に際しては、意識調査と啓発素材作成は同時並行で実施するなど、納期までの時間を勘案し、日程には余裕を持って行うこと。
- (2) 特に、ラフ案の作成、修正並びに取材先等の選定及び変更等、啓発素材の制

作に際しては、その都度説明(パワーポイント等による)したうえで、当方の了承を得て進めるものとする。

- (3) 意識調査に際しては、訴求対象の特性を図るためにも、一般国民の意識調査を前提として実施すること。
- (4) 啓発素材は、15分程度で視聴可能なものとする。
- (5) 視聴後の効果測定に関しては、インターネット及びリスクコミュニケーションの場でのアンケート等を基本とする。

## 5 報告書等の作成

以上の結果をとりまとめ、報告書等を作成する。なお、構成、分量等については、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官の了解を得ることとする。

## 6 その他

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連携を密にとることとし、事務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
- (4) 文献等を入手する際には、入手した際の著作権等の知的財産権の帰属等を確認し、報告することとする。
- (5) 本調査の成果物である啓発素材の増刷、利用における条件、制限等を確認し、報告することとする。
- (6) 本業務期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合には、当該業務について説明を行うこととする。

## 7 成果物

報告書及び啓発素材は、印刷物、DVD-ROM等の電子媒体及びVHSビデオ各10部並びにインターネットにより視聴可能なファイルに変換したもの1部を、それぞれ委員会事務局に提出するほか、VHSビデオテープ30本、DVD-ROM1,000枚(パッケージ仕様)を別途指定する関係機関等に送付する。

なお、インターネットにより視聴可能なファイルに変換したものは、当委員会のホームページや政府インターネットテレビなどを通じて公開する。

## 8 作業期間

契約日～平成19年3月30日

## 9 履行期限

平成19年3月30日

**平成18年度  
食品健康影響評価等に対する理解状況及び促進に関する調査仕様書  
(遺伝子組換え食品等の安全性審査への理解篇)**

1 当該調査等の趣旨及び概要

わかり易いリスク評価書の作成及び公表の検討に資するため、平成17年度に引き続き、国民の関心が高いと思われる案件につき意識調査を行う。

さらに、意識調査の分析結果を基に啓発素材を作成し、理解促進を図るとともにその効果の検証を行う。

2 調査項目及び構成内容

- (1) 調査項目は、遺伝子組換え食品等のリスク評価への理解に関するものとする。
- (2) 視聴対象層は、国民一般を基本とするが、特に中学生等(小学校高学年から中学生)を意識した構成とする。
- (3) 訴求ポイントは、遺伝子組換え食品等に係るリスク評価のプロセスをわかりやすく説明し、遺伝子組換え食品等への正しい理解の促進を図ることとする。

3 具体的方法等

- (1) 中学生等及び国民一般を対象として、1000名程度から意識調査を行う。
- (2) 調査結果を基に、遺伝子組換え食品等に係るリスク評価結果の理解状況及び理解が進んでいないとした場合の阻害要因等を調査・分析する。
- (3) 分析結果を基に、訴求対象に支持される手法を用いた啓発素材を作成する。
- (4) 啓発素材は、インターネットを通じた視聴可能なファイルで公開するほか、DVD-ROMにより、希望者をはじめ、全国小中学校教科等担当指導主事家庭技術科部会などを通じ関係機関等に配布する。(配布先の詳細等については別途検討する。)
- (5) 視聴後の効果測定を実施し、次回以降、新たな素材作りの際に活かすための問題点等を整理する。

4 実施に際しての留意事項

- (1) 実施に際しては、意識調査と啓発素材作成は同時並行で実施するなど、納期までの時間を勘案し、日程には余裕を持って行うこと。
- (2) 特に、ラフ案の作成、修正並びに取材先等の選定及び変更等、啓発素材の制作に際しては、その都度説明(パワーポイント等による)したうえで、当方の了承を得て進めるものとする。
- (3) 意識調査に際しては、訴求対象の特性を図るためにも、一般国民の意識調査を前提として実施すること。
- (4) 啓発素材は、15分程度で視聴可能なものとする。

- (5) 視聴後の効果測定に関しては、インターネット及びリスクコミュニケーションの場でのアンケート等を基本とする。

## 5 報告書等の作成

以上の結果をとりまとめ、報告書等を作成する。なお、構成、分量等については、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官の了解を得ることとする。

## 6 その他

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連携を密にとることとし、事務の実施に当たっては疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
- (4) 文献等を入手する際には、入手した際の著作権等の知的財産権の帰属等を確認し、報告することとする。
- (5) 本調査の成果物である啓発素材の増刷、利用における条件、制限等を確認し、報告することとする。
- (6) 本業務期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合には、当該業務について説明を行うこととする。

## 7 成果物

報告書及び啓発素材は、印刷物、DVD-ROM等の電子媒体及びVHSビデオ各10部並びにインターネットにより視聴可能なファイルに変換したもの1部を、それぞれ委員会事務局に提出するほか、VHSビデオテープ30本、DVD-ROM1,000枚(パッケージ仕様)を別途指定する関係機関等に送付する。

なお、インターネットにより視聴可能なファイルに変換したものは、当委員会ホームページや政府インターネットテレビなどを通じて公開する。

## 8 作業期間

契約日～平成19年3月30日

## 9 履行期限

平成19年3月30日